

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 中央通りの歩行者天国社会実験の実施（アントレプレナーシップ事業制度の取り組み）

（再掲）

本市では職員の新たな発想や自発的な取組により中心市街地活性化に資するための「中央通における歩行者天国実施」として、平成 18 年度より関係機関等と協議を重ねながら継続的に社会実験等に取り組んでいる。

平成 18 年度実施日：平成 18 年 10 月 28 日（12 時～16 時）（交通規制：11 時～17 時）

（当日の来街者：約 3 万 4 千人（中央通りのみ））

平成 19 年度実施日：平成 19 年 11 月 22 日（19 時 30 分～21 時 30 分）（交通規制：18 時 50 分～22 時）

（当日の来街者：約 6 万 4 千人（中心市街地））

(2) 歩行者天国フォーラム（平成 19 年 2 月 27 日）（再掲）

歩行者天国の結果・検証をもとに、平成 19 年 2 月 27 日には「大分市中央通り歩行者天国実施協議会フォーラム」を開催し、大分の新たな顔として中央通りが果たす役割などについての意見交換や、来街者アンケート調査等の報告が行なわれた。

(3) 「まちなか」おもしろくする討論会 〈中心市街地活性化に向けて探る！〉（再掲）

「中央通り」について、快適で魅力ある歩行者空間の形成が求められていることや、「ひと」優先の都市空間形成について、広く市民の方々の参加による討論会や会場アンケートを実施した。

開催日：平成 19 年 12 月 20 日（木）18:00～20:30

開催場所：コンパルホール 3F 多目的ホール

(4) 歩行者天国フォーラム（平成 20 年 3 月 8 日）（再掲）

平成 19 年 11 月 22 日の中央通り 6 車線フルモールで行われた歩行者天国での来街者意識調査やバス利用に関する調査などの報告や、「歩行者天国の展望とまちなかの行方」と称し、夜間歩行者天国実施についてのパネルディスカッションを行った。

[2] 都市計画との調和等

(1) 第 3 次大分市総合計画（再掲）

中心市街地の活性化については、基本計画第 6 部に以下のように定めている。

《第 6 部 第 1 章 快適な都市構造の形成 第 1 節 計画的な市街地の整備》

（基本方針）

県都・中核市としてふさわしい都市構造の構築に向け、多様な都市機能が集積した風

格ある広域都心と自然・歴史など地域の特性をいかした魅力ある地区拠点の形成を図るとともに、それらをつなぐ道路網の整備を積極的に進め、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進する。また、人にやさしく美しい都市空間の創造と整備を推進する。

（主な取組）

《風格ある広域都心と魅力ある地区拠点の形成》

県都・中核市として、また、東九州の政治・経済・文化・交通などの拠点として、大分駅の高架化をはじめとした広域都心の総合的な整備を推進する。

全ての市民が利用できる複合文化交流施設によるにぎわいを創出するとともに、多様な都市機能を集積した、多くの人にとって暮らしやすい環境の整備を進めるなど、大分駅南北における中心市街地の活性化を図り、風格とにぎわいのある都市拠点の形成をめざす。

（２）大分市都市計画マスタープラン（平成 16 年 12 月）（再掲）

（１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針を参照）

（３）大分市景観計画（平成 18 年 9 月）

本市では、平成 17 年 6 月に景観法が全面施行されたのを受け、平成 18 年 9 月に、市域全体を計画区域に定め、良好な景観を守り、より良い景観を形成する為「大分市景観計画」を策定した。

この計画をより実行性のあるものにするため「大分市景観条例」を制定した。（平成 19 年 3 月 22 日制定、平成 19 年 7 月 1 日施行）、この条例は、本市の良好な景観の保全とこれに調和した美しく風格あるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

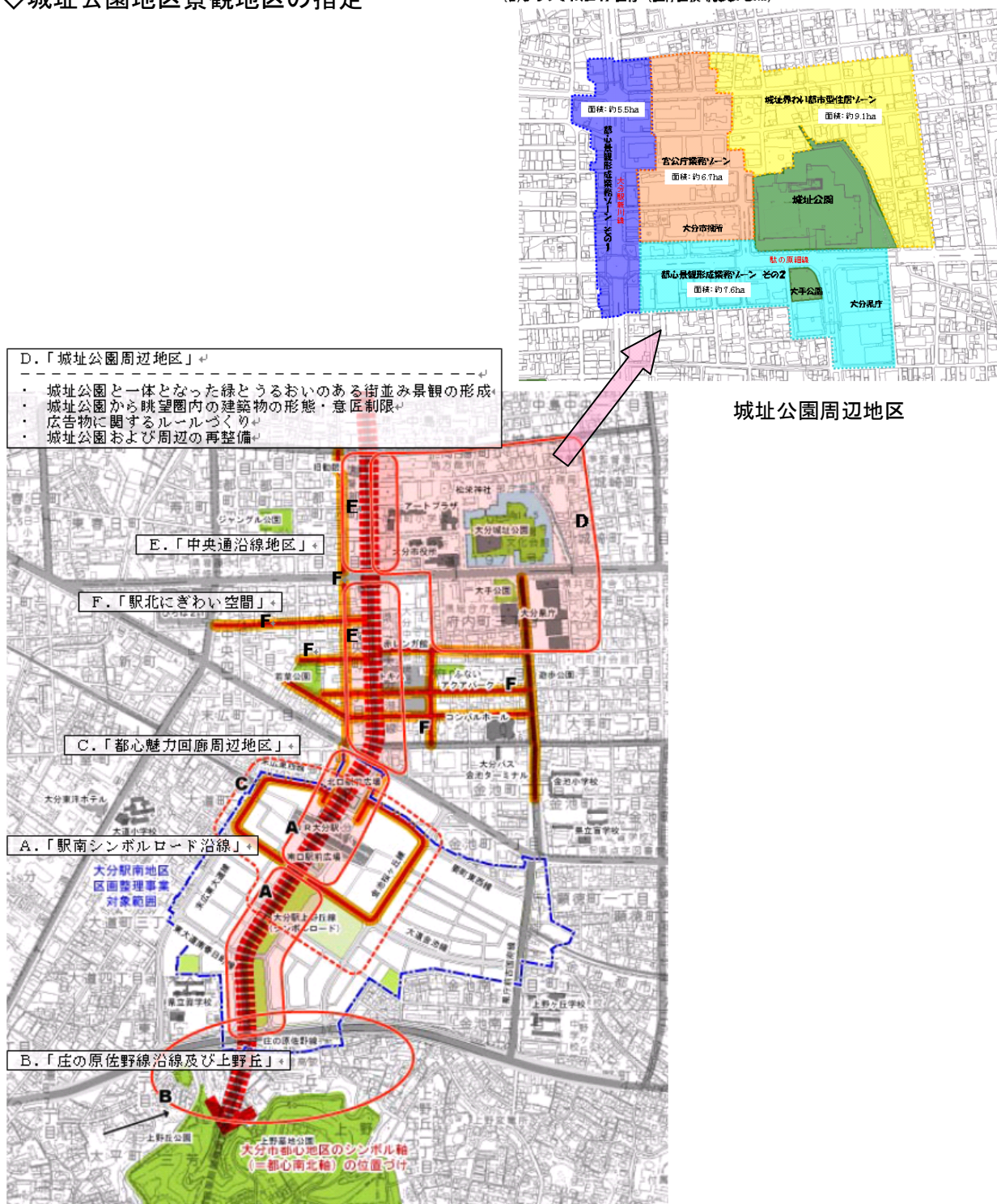
平成 19 年 4 月には「大分市景観形成ガイドライン」を作成し、建築物や工作物の配置や形状意匠、特定照明、開発行為など一定の規模に対して制限を行ない、良好な市街地環境や自然景観など、周囲に調和したものとすることを周知させている。同時に、大分市内全域を市街化の状況、自然的条件などの特性に基づいて 8 つのエリアの分類し、エリアごとに景観形成基準を定めた。

特に、中心市街地では緑の都市軸（駅南～中央通の都心南北軸）においての景観を構成する主たる要素としてリーディングプロジェクト（重点地区）の取り組みを行っている。

一方、駅南地区では、住民が中心となり、「駅南まちなみづくりガイドライン」を作成した。建築物の形態や意匠を、外壁の色彩を自然と調和したアースカラーとし、壁面線の統一をするなど、地区計画と連動してまちづくりを推進している。また、シンボルロードを中心とした緑化の工夫として生垣やポットによる植栽などが提案されている。100mのシンボルロードから続く上野が丘の森との調和を考え、看板や広告物の制限を設け、原色や原色に近い色彩の広い範囲での使用は原則的に禁止し、質の高いデザインとすることとしている。

◇城址公園地区景観地区の指定

(2)まちづくりのエリア区分 (全体面積:約33.8ha)



大分市景観計画（平成19年3月）

城址公園周辺地区については、「都会のオアシス」と位置づけられる城址公園や市役所、アートプラザといった緑豊かなパブリック空間を中心として、城址公園と一体となった緑とうるおいのある街並みの形成や城址公園から眺望圏内の建築物の形態・意匠の制限、広告物に関するルールづくりや城址公園周辺の再整備などについて、景観法による景観地区制度や都市計画法による地区計画制度を利用したまちづくりのルールを定めることを学識経験者や住民などとともに、ワークショップ等をもとに展開中である。

〔3〕その他の事項

（１）大分県との連携

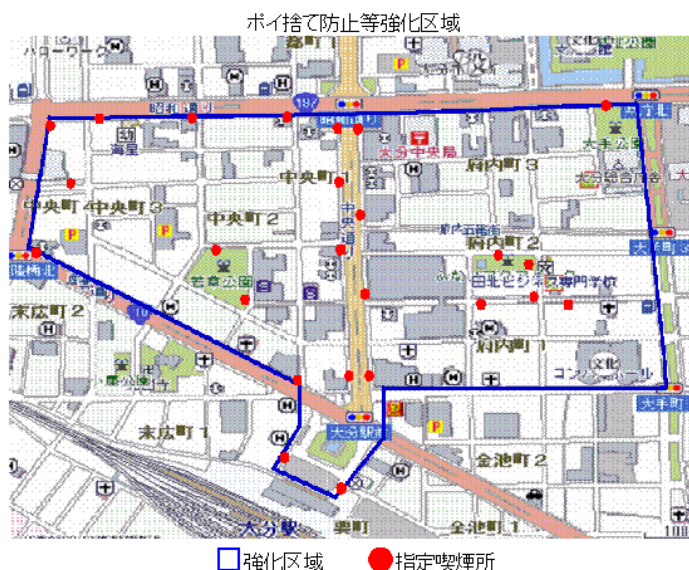
大分県において設置された、中心市街地活性化を図ろうとする市町村や民間主体などを一元的に支援する「県中心市街地活性化支援会議」より、中心市街地活性化協議会準備委員会ワーキング委員会へのアドバイザー参画など、計画策定に関して市・県との連携を図り、今後も計画の進捗把握などについて連携を継続していくこととしている。

部局名	構成員
総務部	行政企画課長
企画振興部	企画調整課長
	景観自然室長
福祉保健部	福祉保健企画課長
生活環境部	生活環境企画課長
農林水産部	農林水産企画課長
土木建築部	建設政策課長
	都市計画課長
国民体育大会・障がい者スポーツ大会局	総務企画課長
教育庁	総務課長
警察本部	交通規制課長
商工労働部	審議監
	商工労働企画課長
	商業・サービス業振興課長

大分県中心市街地活性化支援会議構成員

（２）大分市環境基本条例・大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定

本市では、平成 19 年 1 月 1 日より「大分市環境基本条例」が施行され、本市の環境に関する施策の理念や基本的な考え方などが示された。また、その理念に基づき先駆的に平成 18 年 7 月 1 日から「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」がスタートし、中心市街地の一部区域を「ポイ捨て防止等強化区域」と定めて、清潔で美しいまちづくりを推進させている。



◎罰則の適用(平成19年1月1日より)

強化区域内で、パトロール員がポイ捨てや路上喫煙を発見した場合は、注意を呼びかけ、従わない場合は過料(2,000円)を徴収します。

強化区域外では、改善措置を呼びかけ、従わない場合は事実の公表を行います。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地の戦略的活性化方針」に記載（P53～）
	認定の手續	①活性化協議会 平成20年4月23日設立 ②協議会からの意見 平成20年5月8日 「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載。（P115～）
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明」に記載（P63～）
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載（P112～）
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載（P124～）
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載（P130～）
第2号基準 基本計画の実 施が中心市街 地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	必要な事業を4章から8章に記載（P82～P111）
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載（P68～P81）
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの各事業について、事業主体が特定され、実施主体を記載している。 「4. ～8. [2] 具体的事業の内容」に記載（P82～P111）
	事業の実施スケジュールが明確であること	概ねの各事業について、事業スケジュールを記載している。 「4. ～8. [2] 具体的事業の内容」に記載（P82～P111）